

諮問日：平成29年1月10日（平成28年度（最情）諮問第26号）

答申日：平成29年4月28日（平成29年度（最情）答申第1号）

件名：実務修習希望地調査表の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「第70期司法修習予定者の実務修習希望地調査表」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年11月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

平成27年2月12日付けの司法行政文書不開示通知書によれば、同日時点で存在しなかった「68期司法修習生の修習希望地を集計した一覧表」が、平成28年1月20日までに発見されたことからすれば、本件開示申出文書が本件に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

#### 1 最高裁判所の考え方

本件開示申出に対し、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした原判断は、相当である。

#### 2 理由

実務修習希望地調査表（以下「調査表」という。）は、司法修習生採用選考申込者について、各実務修習地ごとに、当該修習地を希望した者の数及びその希望順位ごとの人数を把握できる一覧表である。

本件開示申出に係る第70期司法修習生採用選考申込者に関する調査表は、作成しておらず、又は取得していない。

なお、第69期までは、司法修習生の実務修習地を決定する際の参考資料として利用する場合もあるため、調査表を作成していたが、実務修習地の決定作業の事務処理の見直しを検討したところ、調査表の実際の利用状況を踏まえて、事務の合理化の観点から、第70期司法修習生採用選考申込者に関する調査表は作成しないこととした。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年1月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 同年3月13日 最高裁判所の職員（司法研修所事務局長ほか）から口頭説明聴取及び審議
- ⑤ 同年4月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないか不明であると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所事務総長は、原判断を相当としている。

そこで、本件開示申出文書の存否について検討する。

## 2 本件開示申出文書の存否について

(1) 最高裁判所事務総長は、第69期までの司法修習生については、司法修習生の実務修習地を決定する際の参考資料として利用する場合もあるため、調査表を作成していたが、実務修習地の決定作業の事務処理の見直しを検討したところ、調査表の実際の利用状況を踏まえて、事務の合理化の観点から、第70期司法修習生採用選考申込者に関する調査表は作成しないこととしたと説明する。

(2) 口頭説明の結果によれば、第69期までの司法修習生について調査表を作成していた目的は、実務修習地の決定に当たり、各実務修習地への配属人数を調整するため又は翌期の各実務修習地の配属予定人数を決定するための資料とすることにあつたが、いずれの作業も、現時点において調査表を用いなくても遂行可能なものとなっており、実際にも調査表をほとんど利用していなかったことから、第70期司法修習生採用選考申込者からは、調査表を作成しないこととしたとのことである。

さらに、実務修習地の決定に当たっては、司法修習生の希望を基本として、各人の諸般の事情を考慮しているとのことであるから、実務修習地を決定する作業そのものに調査表が必須のものであるとは考えられない。また、最終的な配属人数の調整や翌期の配属人数の決定に当たっては、全体的な希望状況の傾向を参考とすることはあり得ても、厳密な希望の状況まで把握しなければ作業ができないものとは考え難く、決定作業の中で把握できた司法修習生における希望状況を参考にすれば足りるとする説明にも不合理な点はない。

そうすると、司法研修所において、調査表を作成する必要がないことから作成しないこととしたとする上記説明は合理的である。

(3) したがって、他に調査表の存在をうかがわせる具体的な事情がない以上、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であり、最高裁判所において、本件開示申出文書は保有して

いないものと認められる。

### 3 原判断の妥当性について

以上のおりであるから、本件開示申出につき、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれを保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

#### 情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    久   保                    潔

委                    員                    門   口                    正   人